

論点 集団の規模が大きくなると、削除要請の対象から外れるという条例の運用について

- 損害賠償や不法行為の対象になるのかという点では、集団の規模は重要であるが、不法行為訴訟を提起できない、集団に対する不当な差別的言動があるからこそ、行政が削除要請をするということなのであれば、集団の規模の大小で適用に差を設けることは、条例の意義にそぐわないのではないか。
- 集団の規模によって表現の自由に対する抑制の中身が変わってくるのか。規模が変わっても、表現内容の観点からは、保護の程度はほぼ同じではないか。(メルクマールとして、規模だけでなく、内容の観点もありうる)

府の考え方(修正)

- 昨年度の人権審答申で示されたように、規模の大きな集団に対する不当な差別的言動について、行政として削除要請を行う社会的な意義はあると考えるが、一方で、裁判例等を踏まえれば、当該言動が当該府民の権利を直ちに侵害していることが明らかであるといえるかというところには議論が残る。
- 少なくとも、「●●市●●地区の●●人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合は、名誉感情等の人格権の侵害が認められることから、削除要請の対象となるが、それ以上の規模の集団になると、構成員が特定されず、人格権の侵害が認められるとまで必ずしも言い切れないことから、削除要請の対象になじむのか、慎重な検討が必要と考えることが前提である。
- 一方、集団の規模が広範であっても(例:行政区)、相談者の精神的苦痛等を考慮し、一般の人の理解により、特定の人・集団を連想させるような場合には、削除要請を行うことができるものと考えられる。

■第5回(令和7年2月21日) 大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会資料(抜粋)

府の考え方

- 昨年度の人権審答申で示されたように、規模の大きな集団に対する不当な差別的言動について、行政として削除要請を行う社会的な意義はあると考えるが、一方で、裁判例等を踏まえれば、当該言動が当該府民の権利を直ちに侵害していることが明らかであるといえるかというところには議論が残る。
- 少なくとも、「●●市●●地区の●●人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合は、名誉感情等の人格権の侵害が認められることから、削除要請の対象となるが、それ以上の規模の集団になると、構成員が特定されず、人格権の侵害が認められるとまで必ずしも言い切れないことから、削除要請の対象になじむのか、慎重な検討が必要と考える。
- 一方、昨年度の人権審答申を踏まえ、削除要請の対象外とした言動についても、その内容や相談者の精神的苦痛等を考慮し、必要に応じて、適切な関係機関やプロバイダ事業者等に情報提供を行うなど、相談者に寄り添った対応をとっているところである。

■第5回(令和7年2月21日) 大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会委員意見の概要

- ○○地区という狭い限定にとどまらず、例えば○○市とか、大阪市などの行政区で○○区の○○人といったような場合に、○○人という特定の民族とか国を特定した上で、人権侵害の発言をしたという場合には、権利の侵害というのは認められるのではないのか。
- 集団の規模は重要な要素の一つだが、それ以上に重要なのは、問題となる言動がどれだけ精神的苦痛を与えるか、またその言動が不当な差別を助長するかどうかである。全てのケースに一律に適用するのではなく、具体的な事例が出てきた際に精査し、適用を見直すことが重要である。
- たとえ、市、区単位であったとしても、その属性の持っている個人の人格の一部を侵害していると捉えることができるため、これをどのように条例の意義として捉え、運用していくかが重要である。